

認知症の人を抱える家族の座談会

家族の座談会は、認知症の人を介護している家族が集まり、日々の介護の戸惑い、悩み、喜びなど、互いの思いを分かち合う集いです。介護をしている人の思いや体験談などを語り合い、交流しませんか。

参加をお待ちしています。

◆日時 6月10日(金)

午前10時～11時30分

◆場所 黒潮町保健福祉センター

(大方庁金前)

※2階健康研修室

○お問い合わせ・相談

地域包括支援センター

☎43-2240(直通)



高齢者向け給付金(年金生活者等) 支援臨時福祉給付金)のお知らせ

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵がおよびにくい低所得の高齢者の方に対して、高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を支給します。

◆支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金の支

給対象者(※)のうち、平成28年度中に65歳以上となる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)が対象です。

※平成27年1月1日時点で黒潮町に住民登録があり、平成27年度の住民税(均等割)が課税されていない方。ただし、次の方は対象外です。

- 平成27年度の住民税(均等割)が課税されている方の税法上の扶養親族など
- 生活保護制度の被保護者

●支給決定までに亡くなられた方など

◆支給額

支給対象者1人につき3万円

◆申請手続き

支給対象者と思われる方に4月下旬に案内書と申請書を送付しています。申請書に必要書類を添えて、申請期間内に役場担当窓口へ提出してください(郵送可)。

◆申請期間 ※当日消印有効

5月2日(月)～8月2日(火)

◆給付方法

申請書受付後、審査のうえ、支給対象者の指定口座へ随時振り込みます。

○お問い合わせ先

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎55-3112(直通)

合併浄化槽設置補助金の交付申請について

黒潮町では、生活排水による公共水域の水質汚染の防止と快適な生活環境の創造を図るため、合併浄化槽を設置しようとする方に、補助金を交付しています。

補助金の交付を受けるには、事前に申請が必要です。

平成28年度中に合併浄化槽の設置を予定している方で、補助金を希望する方は、補助金交付申請を行なってください。(予算到達時点で受付終了)

◆補助金額

- 5人槽 33万2000円
- 6～7人槽 41万4000円
- 8～10人槽 54万8000円

○お問い合わせ

本庁 住民課 環境保全係

☎43-2800(課直通)

自動車税の納付について

自動車税の納期限は5月31日です。納付は必ず納期限までに、銀行、郵便局、農協などお近くの金融機関で済ませてください。

コンビニエンスストアでの納付も可能です。平日に納付できない方などは、納税通知書持参のうえ、ご利用ください(詳しくは、納税通知書の裏面をご覧ください)。

なお、納税通知書が届いていない方は左記までご連絡ください。

また、身体障がい者などの方の減免手続期限も5月31日までです。ご注意ください。

○お問い合わせ

高知県幡多県税事務所

☎35-5972

固定資産税の減免について

固定資産税は、毎年1月1日に、固定資産(土地、家屋、償却資産)を所有している方または相続人に對して、固定資産の評価を基に算出する税金です。

貧困や災害など、次の①から⑤に該当する場合、黒潮町税条例の

規定により、町長が必要であると認める固定資産については、固定資産税が減免されます。

◆減免対象理由

- ① 貧困により生活のため公私の扶助を受ける方の所有する固定資産
- ② 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く)
- ③ 町の全部または一部にわたる災害または天候の不順により、著しい被害を受けた固定資産
- ④ 不慮の災害により納税の能力を喪失した方
- ⑤ 右記のほか、①から④に類する特別の事情がある方

◆減免対象固定資産税

減免申請の提出後7日以降に納付期限が来るもの(申請年度のみ)。ただし、すでに納付済の固定資産税は減免の対象になりません。

◆手続き

減免を受けようとする方は、納付期限の7日前までに、申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、届け出てください。

減免申請には、番号法により、個人番号(マイナンバー)および本人確認書類(個人番号カードや運転免許証などの顔写真付身分証明

書など)が必要です。

申請書類・必要書類など詳しくは、税務課または地域住民課までお問い合わせください。

○お問い合わせ

本庁 税務課 資産税係

☎ 43-2816 (課直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第1係

☎ 55-3113 (直通)

電源立地地域対策交付金事業

電源立地地域対策交付金は、水力発電施設の設置の円滑化を図ることを目的とし、発電施設のある佐賀地域で行なわれる公共施設整備や、住民福祉向上のために行なう事業に対して交付されています。平成27年度は、佐賀保育所運営事業に対して交付され、園児の健全育成、保護者の社会環境支援などに活用されました。

○お問い合わせ

本庁 住民課 環境保全係

☎ 43-2800 (課直通)

国民年金保険料について

平成28年4月分から平成29年3月分までの国民年金保険料は、月額1万6260円です。納めた国民年金保険料は「社会保険料控除」として全額控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もありますのでご利用ください。

また、国民年金には保険料納付が免除、猶予される制度もあります。納付が困難だからといってそのままにせず、役場または年金事務所窓口で手続きを行ってください。

○お問い合わせ

本庁 住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800 (課直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3701 (直通)

日本年金機構 幡多年金事務所

☎ 34-11616

佐賀診療所の閉院について

眞崎医師は、平成13年4月から佐賀診療所医師としてご尽力いただき、地域住民からは大変頼られておりましたが、平成28年4月末で佐賀診療所を閉院されました。

長期間、佐賀地域の医療を支えていただき、衷心より感謝申し上げます。

※関連記事25ページ

○お問い合わせ

佐賀支所 地域住民課

☎ 55-3111 (代表)

保健センター

☎ 55-7373 (直通)

